

○東京藝術大学キャンパス・マネジメント委員会規則

〔平成28年5月18日
制 定〕

改正 平成30年1月18日

（設置）

第1条 学長の下に、東京藝術大学キャンパス・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、本学のキャンパス及び施設に関する重要事項について審議及び企画立案するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）学長
- （2）理事
- （3）副学長
- （4）学長特命
- （5）学部長
- （6）映像研究科長
- （7）国際芸術創造研究科長
- （8）附属図書館長
- （9）大学美術館長
- （10）前各号のほか学長が必要と認める者 若干人

（任期）

第4条 前条第10号に規定する者の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

（意見聴取）

第6条 委員長は、必要があると認めた場合、学識経験者等の第三者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（キャンパスグランドデザイン推進室）

第7条 委員会は、次の各号に関する検討を行い、原案を作成するため、キャンパスグランドデザイン推進室（以下「推進室」という。）を置く。

- （1）本学施設の中・長期計画
- （2）各校地キャンパスマスタープランの策定及び見直し
- （3）キャンパス及び施設に関する個別的又は専門的事項

2 推進室は、前項第3号の調査及び検討のため、プロジェクトチームを置くことができる。プロジェクトチームに関する事項は、別に定める。

3 推進室に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、施設課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。